

令和3年度「未来をになう長浜っ子」育成プロジェクト懇話会 開催要領

(目的)

第1条 進取の意気に富んだ長浜の特性を生かし、新しい時代に対応した教育施策を再構築し実行に移していくため、本市教育行政の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、学校関係者以外の方々の幅広い角度からの助言、意見聴取等を行う場として「未来をになう長浜っ子」育成プロジェクト懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 学力向上策を中心とした総合的な教育施策のあり方に関する事項
- (2) 魅力あふれる教育改革や教育施策に関する事項
- (3) その他、長浜の未来の学校づくりに関する事項

(構成)

第3条 懇話会は概ね10人程度の委員により構成する。

2 教育長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 民間産業界関係者
- (2) 官民各種団体関係者
- (3) 保護者代表
- (4) その他教育長が適当と認める者

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長1人、副座長1人を置き、参加者の互選によって定める。

2 座長は、懇話会の進行をつかさどる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(開催期間)

第6条 懇話会の開催期間は委員の就任を依頼した日から令和4年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、長浜市教育委員会事務局教育改革推進室において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月28日から施行する。